

新入生・新入社員が知っておくべき契約のイロハ

上席研究員 博士（法学） 吉元利行

今春進学する新入生の皆さん また、学校を卒業し、実社会に飛び込む新入社員の皆さんおめでとうございます。いろいろな希望や目標をもって、新しい生活をスタートされていることかと思えます。

しかし、実社会は、いままで生活を共にしてきた家族や価値観を共有し、信頼関係で結ばれてきた同級生や友人ばかりではありません。中には、大人になって間もない皆さんの社会経験の少なさなどを利用して、一儲けしようと思う人もいます。また、個人としても、成人である皆さんは、勤務先やアルバイト先で労働契約、住居の賃貸借契約、銀行やカード会社と預金契約やカード契約、公共料金等の契約をはじめ、日常的な商品の購入やサービス提供契約を結ぶ機会が増えます。そこで、皆さんに、知っておくべき、契約のイロハについて簡単にお伝えしようと思います。



1. 契約は口頭のみでも成立し、簡単には解約できない

- ・店頭で商品を買うときは、口頭で申し込みし、商品を受け取ることで、契約として成立しています。
- ・後払いなど、契約したことが後日争いになりかねないときは書面が作成されます。

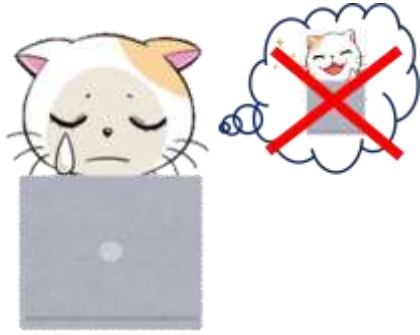
クレジット契約、カードローン、住宅ローンなど紙の書面だけでなく、メールのやり取り、電子署名などでも契約は可能です。

【例外】

- 以下に該当するときは、契約は解除したり、契約を取消することができます。
- ・約束が守られないときなど、債務不履行に該当するときは解除できます。
- ・契約書に記載にされた解除事由に該当するときは解除できます
- ・クーリングオフ制度の対象となる販売方法（訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引：以下（「特定商取引法による販売」といいます）の場合は申込の撤回、または契約の解除ができます。
- ・特商法による販売や消費者契約における重要事項の不実告知、断定的判断の提供、重要事項の故意の不告知による誤認による契約や、自宅や店舗、ファミレスなどでの長時間の勧誘、優越的地位や恋愛感情などを利用した勧誘などによる契約についても取消できます。

【取消が認められる契約の事例】

- (1) 重要事項について事実と異なる説明を受け、真実と思って契約（不実告知といいます）。契約の対象となる物やサービスの内容・品質・効果などの説明、価格や支払方法、その他重要な事項（契約内容）について事実と違う説明をした場合。
(例)「この装置を付ければ電気代が安くなる」と勧誘し、販売。（実際は、そのような効果はなかった）
(例)「A社のOS版のソフトウェアです」と説明されたので購入したが、B社のOS版のソフトウェアだったので、自宅のパソコンでは使用できなかった。



(2) 不確かなことを「確実だ」と説明され、信じて契約(断定的判断の提供といえます。)

(例)「お金を借りて契約しても5年後には必ず利益が出る」と言われて一時払いの終身保険に加入したが、予定通りの配当が出ず、利息負担等があり、損をした。

(3) 消費者に不利な情報を故意又は重大な過失により告げないまま契約(「不利益事実の不告知」といいます。)

(例)「今なら2割引」と宣伝していたのでパソコンを購入したが、2週間後に半値となった。店員は今後さらに値段が下がることを知っていたが、これをあえて告げなかった。

(4) 営業マンなどが「もうお引き取りください」と言っても、「契約してくれるまで帰らない」などと居座り、契約(「不退去」といいます。)した場合。

(5) 帰ろうとしても、販売員などに強引に引き留められて、やむなく契約(「退去妨害」といいます。)した場合。

(6) 退去困難な場所(マンションの一室など)へ同行させられて勧誘を受けてやむなく契約した場合。

(7) 威迫する言動を交えて、第三者に相談することを妨害されて契約した場合。

(例) 契約するかどうかを親に電話で相談して決めたいと事業者に言ったところ、「もう大人なんだから自分で決めないとだめだ」と迫られて相談させてもらえず、やむなく契約した。

(8) 社会生活上の経験不足を不当に利用し、不安をあおる告知により契約した場合。

(例) 消費者が社会生活上の経験が乏しいことから、

願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げた場合。

(例) 就職活動中である学生に対し、その不安を知つつ「このままではあなたは一生成功しない。この就職セミナーが必要。」と告げて勧誘した。

(9) 好意の感情を不当に利用して契約させられた場合(デート商法等といえます)。

(例) 消費者が勧誘者に好意を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら、契約しなければ関係が破綻すると告げて勧誘した場合。

(10) 加齢による判断力の低下を不当に利用して、現在の生活や将来に不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と勧誘した場合。

(11) 靈感等による知見を用いて告知し、これを利用し勧誘した場合。

(12) 契約の目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にして、取消を妨害する行為があった場合。

(例) 給油のためガソリンスタンドに立ち寄ったところ、店員が「無料点検中です」と言いながら、ボンネットを開けてエンジンオイルも交換した。断ることができず、エンジンオイルの費用を支払ってしまったとき。

(13) 契約前なのに、強引に債務の内容を実施するなどして代金を請求したり、実施した結果、損失の補償を要求する場合。

(14) 分量や回数などが通常必要とされる量より著しく多過ぎることを知って販売する契約(繰り返し販売含む)(「過量契約」といいます。)をした場合。

【取り消しができる期間】

原則として、取り消しができる期間は追認ができるときから1年間です。

ただし、(11)靈感等による知見を用いた告知の場合は3年間です。

2. 消費者向けの契約条項は、常に有効とは限らない

○契約書の契約条項として明記されていても、無効となる条項があります。

【無効条項となる例】

(1) 事業者には責任がある場合でも、「損害賠償責任はない」とする条項が有る場合。

(例)「当クラブは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的ないかなる事故についても一切責任を負いません」とする条項。

(2) 「法律上許される限り」等の免責の範囲が不明確な条項。

(例) 無効となる条項:「当社は、法律上許される限り、1万円を限度として損害賠償責任を負います。」

有効となる条項:「当社は、軽過失の場合には、1万円を限度として損害賠償責任を負います。」

(3) 「一切のキャンセルや返品・交換などを認めない」とする条項が有る場合。

(4) 成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項が有る場合。

(5) 消費者が負う損害金やキャンセル料が高過ぎる場合。

(例) 結婚式場等の契約において「契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けます。

実際に使用される日から1年以上前の場合: 契約金額の80%」とする条項。



(6) 消費者が一方的に不利になる条項が有る場合。

(例) 健康器具を注文したところ、健康食品が同封されていた。契約書をよく見ると、セットの健康食品は不要との連絡をしない限り、健康食品を継続的に購入する旨の条項が記載されていた。

3. 契約書や契約条件をよく読んで、保存

契約を解除できたり、契約条項を無効にする方法は、最後の手段です。契約前には、申込書の裏面やネットでクリックしなければ申し込みができない契約条項等の注意点は次のとおりです。

① よく読むこと。

特に、継続購入条項がないか、解約はどんな時にできるか、いくら払わなければならないかなど。

② ネット申込の場合は、契約条項と申込直前の申込内容の確認画面は、スクリーンショットか、コピーしてWordなどに張り付けて保存しておくこと。

問題の解決には、事実関係が重要です。誰かに勧誘されたときは、その日時、誰に、どんな言葉で勧誘されたか、記録しておきましょう。また、契約内容や勧誘の文言に疑問や不安を感じたら、すぐに、消費生活センターなど公的な機関に相談しましょう。ネットに頼るのはかえって手遅れになる危険があります。



相談事例から

カウンセリングセンター長 有田宏美

ある日、Aさんの元に、「お宅のB君がマルチ商法にひっかかり、高校時代の友人を巻き込もうとしている」と、勧誘された友人の母親から連絡が入りました。
すぐにAさんは、息子(B)に確認したところ、B君自身も大学の友人から「絶対儲かる」と、投資情報が入ったUSBメモリーを勧められ購入したと答えたそうです。
Aさんが「お金はどうしたの?」と尋ねると、「消費者金融から借りるよう言われたので借りた」と言い、詳しく話を聞こうとすると、「大丈夫」の一点張りで、それ以上は聞くことができなかったようです。
途方に暮れたAさんが相談にみえられました。

◆若者の間で広がり続けるマルチ商法

国民生活センターによると、マルチ商法被害の全世代に占める29歳以下の割合は、2011年度は26.6%でしたが、10年後の2021年度は44.7%に増えています。最近では「いい話がある」「絶対に儲かるから」などと誘われ、投資情報が入った高額なUSBメモリーの購入を勧められるケースが増えています。お金がないからと断ると、借金の仕方を教える例まであります。B君の場合も、まさにこのケースでした。

◆なぜ、若者が狙われるのか?

マルチ商法は、手を替え品を替え、経験値の少ない若者に近づいてきます。手にするお金も少なく、生活に余裕のない若者にとって、「儲かる」、「収入になる」という言葉は、魅力的に聞こえるのかもしれない。
2020年10月、暗号資産投資被害に遭った22歳の女性が、多額の借金を負い自ら命を絶った事件は記憶に新しいことと思います。彼女の場合、きっかけは、大学時代の同級生のSNSでした。人生経験の少ない若者は世界も狭く、彼女がそうだったように、「懐かしさ」から疑いもせず連絡を取ってしまうようです。若者にとって友人の言葉は、身内の言葉より説得力があります。社会経験、情報、そして問題が起きたときの対応力など、それら全てに乏しい若者を狙う者(手口)は、後を絶たないのです。

◆マルチ商法の被害者・加害者にならないために

マルチ商法の問題は、友人を次々に巻き込んで広がっていくことだとも言えます。
今回の事例では、勧誘を受けた友人の母親からの一報により、B君が友人を巻き込むことは避けられましたが、マルチ商法は、最初こそ被害者であったとしても、「加害者」になる危険も孕んでいるのです。
前述した22歳の女性は、借金をしてお金を渡した後、マルチだとわかり返金を求めたもののお金が返ってくることはなく、自ら命を絶ってしまいました。
マルチ商法で失うものは、お金と友人だけではなく、大切な友人の命をも脅かしかねないのです。
被害に遭わないために、そして、友人を加害者にさせないためには、中途半端に対応することは逆効果です。相手に誘う「スキ」を与えないよう、「会いに行かない」「話を聞かない」「お金を渡さない」といった断る勇気が大切です。



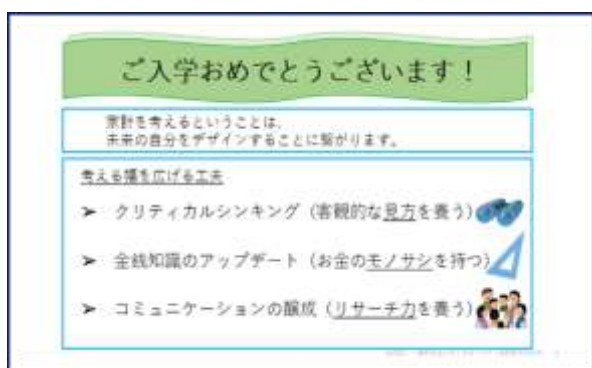
この春先から夏前にかけて、学校では新入学時ガイダンスや奨学金の在学申込、企業では研修など、新入生（社員）を一同に集めての説明会があり、当法人でもその枠の中でお声がけいただくことが多くなっています。

ここ数年は、奨学金について見解を述べるが多かった私どもですが、最近は大きくその傾向が変わってきました。本ニュースリリースの冒頭に掲げました「契約の基本を理解して欲しい」や「一人暮らしの家計管理について理解して欲しい」、また、個人情報分からない程度に加工した相談事例を題材として、「新入生（社員）が新環境に適応するまでの隙をついた、悪質商法に引っかからないよう伝えて欲しい」といったテーマの講演依頼が増えています。これは、学校または企業のご担当者様が、新入生（社員）にいかにお気を配り、大切に育てようとしてされている姿勢の表れと捉えています。

以下の資料と写真は、この4月に大学の新入生に対して実施した家計教養講座「生き抜く力・自分のお金は自分で守ろう」の一コマです。本講座は新入生ガイダンスに合わせて、全学部の一年生に数日間をかけ講演形式により啓発を行いました。私どもでは、日々の相談業務や、独自のデータ収集を進める中で、数多くの事例を目にしています。必ずしも求められている事例とまでは言えませんが、最近では新入生（社員）の方々の記憶に残る事例をご紹介できることが強みとなっていると感じています。

当法人は、先に挙げました奨学金や契約の基本、悪質商法以外にも、家計管理、キャッシュレスなどを合せた家計教養の講演についてお伝えするノウハウを持っております。貴学、御社でも新入生（社員）に対する同様の研修、講演をお考えであれば、巻末のご連絡先、または当法人ホームページより事務局までお問い合わせください。

皆様から多くのお問い合わせ、お申込みをお待ちしております。



講演のスライド（一部分）



講演の様子

活動状況（講師派遣）

【過去実績】 ※五十音順・複数回実施を含みます

【教育関係など】

神田外語大学
 神田女学園高等学校
 札幌創成高等学校
 札幌大学
 新宿医療専門学校
 新東京歯科衛生士・歯科技工士学校
 杉並学院高等学校
 東京アニメ・声優専門学校
 東京家政大学板橋キャンパス
 東京コミュニケーションアート専門学校
 東京バイオテクノロジー専門学校
 東京ベルエポック美容専門学校
 東京富士大学
 帝京科学大学
 東京都立片倉高等学校
 東京都立永山高等学校
 東京都立農業高等学校
 東京都立雪谷高等学校
 (株式会社TAP経由)
 日本医歯薬専門学校
 武蔵野大学附属千代田高等学院
 横浜美術大学
 了徳寺大学

【行政機関など】

茨城県奨学金貸付担当者勉強会
 茨城県神栖市中央公民館
 ・親子で学ぶおこづかい講座
 ・気軽に学べるキャッシュレス講座
 茨城県庁債権管理業務研修会
 大分県母子・父子自立支援員研修会
 埼玉県教職員等消費者教育セミナー
 さいたま市女性学研究会
 佐賀県こども家庭課
 佐賀県母子・父子自立支援員研修会
 島根県ひとり親福祉担当職員研修会
 栃木県母子・父子福祉貸付金債権回収業務研修会
 鳥取県税外未収金に係る庁内会議
 横浜市緑区高校生対象自立支援講座
 横浜市緑区鴨居ケアプラザ「シニア講座」
 横浜市緑区霧が丘ケアプラザ「シニア講座」
 横浜市緑区十日市場ケアプラザ「シニア講座」
 横浜市緑区中山ケアプラザ「シニア講座」
 横浜市緑区山下ふじ寿か園「シニア講座」
 横浜市南区高校生対象自立支援講座

【その他】

一般社団法人 家の光協会
 中高年事業団 やまて企業組合
 栃木県社会福祉協議会母子・父子自立支援員等研修会
 長野県母子・父子自立支援員連絡協議会
 ビズアップ総研株式会社
 福岡県行橋商工会議所主催講演会



ゆきち
 当法人のマスコットキャラクターです。

【講演／取材のご依頼】

講演／取材のご依頼がございましたら、下記 URL より、お問い合わせメールに「講演／取材の問い合わせ」とご記載のうえお送りいただくか、下記ご連絡先までお問い合わせください。
 ※リモート対応もご用意しております。

【寄付のお願い】

私どもの活動にご賛同いただける方からのご寄付を受付けております。
 詳しくはホームページをご覧ください。



私たちは、生活困窮者の方々や、より良い家計管理に向き合おうとする全ての方々に、「家計教育」をキーワードとした質の高い教育をご提供することを、持続可能な開発目標に照らして取り組んでいます。



【相談者用フリーダイヤルの設置】

相談者の方は一部を除き電話料金のご負担がなくなりました。
 0120-493-704「よくみなおし」と覚えてください。
 ご相談お持ち申しあげております。



ニュースリリース 2023. 4 No.10

《編集・発行》

一般社団法人 NTSセーフティ家計総合研究所

〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル3階

TEL (03) 6459-4770 (担当: 長野)

FAX (03) 3457-1630

URL : <https://nts-safety.com> Mail : nts-kskn@nts-hd.co.jp

